

令和7年度 AIS-EPIRB 整備（単価契約）

仕 様 書

第十一管区海上保安本部

1 概要

本整備は、巡視船艇及び測量船に搭載されている浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「旧型 EPIRB」という。）を船舶自動識別装置 (AIS) 機能搭載の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置（以下「AIS-EPIRB」という。）に換装及び法定点検を行うものである。

2 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日

3 整備項目、整備日時及び場所

(1) 整備項目及び予定数量

別紙 1「令和 7 年度 AIS-EPIRB 整備 各項目予定数量」の整備項目欄に記載された各項目。但し、数量については予定を示したものであり増減があっても異議を申し立てないものとする。

(2) 整備日時

監督職員が指定する日時

(3) 整備場所

監督職員が指定する場所

那覇、石垣島とする。また、追加旅費が発生する場合は、別途協議する。

4 整備仕様

AIS-EPIRB (Tron60AIS)、取付金具及びボルト等は当庁の支給品とする。

既設機器設置場所に強固に設置すること。

法定点検及びその他の整備については、次のとおり実施すること。

(1) 法定点検

関係法令等の規定に従いシールドルーム内において法定点検に必要な項目の点検整備を行うこと。電波の性質上、技術的に困難な項目に関しては自己診断機能を活用すること。

(2) その他の整備

(ア) 船体への取り付けにあたっては有資格者が行うこと。

(イ) 撤去後の「旧型 EPIRB」は電波の誤発射の無いよう、電池を取り外した上で適法に処分すること。

石垣島での撤去については、誤発射の無いよう処置の上、対象船艇に保管し、後日対象船艇の那覇回航時に請負業者が回収すること。

(ウ) 各整備にあたっては、自動離脱装置の有効期限を確認し、次に該当する場合は監督職員に速報すること。

・有効期限が船舶検査受検予定日から起算して 6 か月以内の場合

(エ) 本体カバーに有効期限を明示したシールを貼付すること。

5 整備記録

整備終了後、法定点検の整備記録（測定結果を含む）の結果を巡視船艇ごとに作成し速やかに提出すること。なお、様式及び提出先等は以下のとおりとする。

(1) 整備記録様式

「船舶検査の方法」（国土交通省制定）等に定められた整備記録総括表及び機器別の整備記録（様式 GM-8）。

(2) 提出先及び提出部数

- (ア) 第十一管区海上保安本部総務部情報通信課 3部（押印無1部 押印有2部）
- (イ) 各巡視船艇等 2部（押印有）

6 再委託承諾申請書の提出

請負業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託（変更等）承諾申請書（別紙様式）を提出し承諾を得ること。

7 その他

- (1) 各機器の取扱いは、損傷等がないよう十分注意すること。また、遭難信号等の電波の誤発射がないよう万全を期すこと。なお、誤発射（可能性を含む）した場合には、監督職員に速報し、必要な対応をとること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。
- (3) 本整備中に発生した構成部品等の破損については、監督職員に速報のうえ、請負者負担により完全に復旧すること。
- (4) 本整備は、検査職員の検査合格をもって完了とする。
- (5) 代金の請求は、次のとおり3回に分けて取りまとめ、検査職員の検査合格後、請負業者の請求によるものとする。
 - 1回目 契約締結日から令和7年9月30日まで
 - 2回目 令和7年10月1日から令和7年12月31日まで
 - 3回目 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
- (6) 本仕様書に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

第十一管区海上保安本部総務部情報通信課 第一施設係 （担当：志岐）
TEL 098-867-0118(内線 2416)

令和7年度AIS-EPIRB整備 各項目予定数量

	品目又は名称	規格・品質	数量
1	AIS-EPIRB据付作業	AIS-EPIRB	10
2	AIS-EPIRB法定点検	Tron60AIS	10
3	那覇～石垣 (沖縄本島2隻を除く石垣船艇8隻)	旅費	8

衛星利用（衛星）非常用位置指示無線標識装置 整備記録
 衛星利用（衛星）非常用位置指示無線標識装置 試験成績表
 航海情報記録装置（自動浮揚容器） 整備記録
 航海情報記録装置（自動浮揚容器） 試験成績表

船名		免許番号		測定年月日		年 月 日		
設備	本体	識別符号(MMST)		製造番号		型式検定合格番号		
		型 式		製造年月		型式承認番号		
		製造者名		搭載年月		形 態		
	電池		型式：		種類： リチウム・アルカリ		試験器 型式：	
	自動離脱装置	型式	製造番号		型式検定合格番号		製造者名	
		製造年月		年 月		型式承認番号		

整備点検・試験成績							
点検・試験項目	保管・外観状況		適 否	表 示		適 否	水 密 性
	彩色・塗装・ 		適 否	空 中 線 等		適 否	送信表示灯・表示機能 ^{注2}
	手動起動・誤動作防止		適 否	ロ ー プ		適 否	自己診断・試験作動 ^{注2}
	電 池	有効期限	年 月 日 (記事： 新替した ・ 新替しない)				今回使用時間
							分
		年 月 日 (記事：)				累計使用時間	分
							適 否

測定項目		最低条件等		測定結果	判定	
試験項目 注3	四〇六MHz帯	周波数偏差	406.025/406.028/406.031/406.037/406.04MHz±5kHz以内	kHz	適 否	
		空中線電力	5W ± 2dB 以内 (3.15～7.9W, 35～39dBm)		適 否	
		送信繰返し周期 ^{注4}	50s ± 5% 以内 (47.5～52.5s)	s	適 否	
		伝送速度	400bps ± 1% 以内 (396～404bps)	bps	適 否	
		無変調送信時間	160ms ± 1% 以内 (158.4～161.6ms)	ms	適 否	
		信号1バーストのデータ送出時間	短メッセージ (112bit) ^{注5} : 440ms ± 1% 以内 長メッセージ (144bit) ^{注5} : 520ms ± 1% 以内	ms	適 否	
		識別符号(MMST)	国別コード (指定：) 符号 (指定：)		適 否	
		GNSS測位精度試験	1回以上の測位データを計測すること		適 否	
	一六一・〇二五MHz帯	周波数偏差 ^{注4}	161.975MHz ± 500Hz 以内	kHz	適 否	
			162.025MHz ± 500Hz 以内	kHz	適 否	
空中線電力 ^{注4}		1W-5.5dB～+4dB以内 (0.28～2.5W, 24.5～34dBm) (許容偏差-3dB～+1.5dB (0.5～1.4W, 27～31.5dBm) に不確かさ±2.5dBを考慮した値)	dBm	適 否		
				dBm	適 否	
GNSS測位精度試験		1回以上の測位データを計測すること		適 否		
一一一・五MHz帯	周波数偏差 ^{注4}	121.5MHz ± 50 × 10 ⁶ 以内	kHz	適 否		
	送信電力 ^{注4}	尖頭実効輻射電力 50mW±3dB以内(25～100mW, 14～20dBm)		適 否		
	変調度 ^{注4}	85%以上	%	適 否		
	変調音の確認	高い方向から低い方向、又は低い方向から高い方向に変化する低周波の変調音を受信機で確認する。		適 否		
	送信繰返し周期 ^{注4}	掃引周期は、毎秒2～4回であること。	回	適 否		
最終点検（電波の発射を伴わない機能試験を含む）			良好・不良	操舵室からの操作機構		適 否

GNSS測位精度試験成績書									
測定場所						装置の測位条件		GPS・他 ()	
アンテナ位置の実測方法		海図・他 ()				実測値基準・平均値基準			
アンテナ位置の実測位置(x)		□□°□□.□□□' N				□□□°□□.□□□' E			
406MHz帯									
測 位 デ ー タ	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否			
	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否			
	平均値 (a) 注6		□□°□□.□□□' N		□□□°□□.□□□' E				
	平均値からの最大変動幅		□□.□□□' N		□□.□□□' E				
判 定	全測位回数 (N)	回	良好測位回数 (G)	回	良好測位確率 (G/N×100) 100%	%	適否		
	測位精度 650m以内						m	適否	
161.975MHz、162.025MHz									
測 位 デ ー タ	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否			
	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否	□□°□□.□□□' N	□□□°□□.□□□' E	適否			
	平均値 (a) 注6		□□°□□.□□□' N		□□□°□□.□□□' E				
	平均値からの最大変動幅		□□.□□□' N		□□.□□□' E				
判 定	全測位回数 (N)	回	良好測位回数 (G)	回	良好測位確率 (G/N×100) 100%	%	適否		
	測位精度 650m以内						m	適否	
備 考 (修理箇所等)						積付点検			
						年 月 日		印	
(印字記録添付欄)									

使用測定器	型 式	製 造 番 号	備 考

注1：小型船舶用装置は、斜線部分「」の項目は適用しない。

注2：メーカーのマニュアル等に指示される自己診断試験結果にて適否を判断すること。

注3：管海官庁又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長が認める場合は、自己診断機能により試験を実施することができる。

注4：注3により、試験を自己診断機能で実施する場合は、当該測定項目の実施は省略することができる。

注5：測定可能な何れかのメッセージのみの測定として差し支えない。

注6：1回のみしか測定しない場合は、測定した結果を記載すること。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第十一管区海上保安本部長 殿

請負者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付けの「契約件名（○契第○号）」（契約金額□□□□円、税込み）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方お願いします。

記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所
再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲
再委託の（変更等）承諾を申請する必要性
再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
別紙のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額の根拠
 - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書（諸経費の内訳のわかるもの）を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 - ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、発注者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

第十一管区海上保安本部長 印

履行体制等に関する書面

請負業者	
整備工場所在地	

再委託先 1	
会社名	
本社所在地	
整備工場所在地	
業務及びその範囲	
申請する必要性	
契約（予定）金額（総計）	

再委託先 2	
会社名	
本社所在地	
整備工場所在地	
業務及びその範囲	
申請する必要性	
契約（予定）金額（総計）	

再委託先 3	
会社名	
本社所在地	
整備工場所在地	
業務及びその範囲	
申請する必要性	
契約（予定）金額（総計）	